

議会運営委員会

日時 平成26年12月15日(月)午後1時34分～
場所 第3委員会室

1 12月定例会最終日(12月16日)の日程について

(1) 会議予定 午前10時～

各常任委員会 ～ 議会運営委員会・幹事会 ～
会派会議 ～ **本会議** ～

(2) 議事日程

諸報告(監査)

第1 報告第1号及び第1号議案から第25号議案まで

(委員長報告～表決)

第2 議第1号議案(討論、表決)

第3 議第2号議案(表決)

第4 意見書案について(質疑、討論、表決)

第5 人権擁護委員候補者の推薦について

第6 議員の派遣について(表決)

第7 各特別委員会委員長報告

(3) 議長、市長あいさつ

- ・本会議において
- ・議事日程第7終了後

2 討論について

通告期限 本日午後4時まで

3 意見書案について

意見書案 2件(別紙 1・2)

発議者の決定

- 4 議第2号議案について
委員会条例改正 別紙 3
発議者の決定
議事 質疑、委員会付託、討論(省略) 表決

- 5 人権擁護委員候補者の推薦について

- 6 議員の派遣について
1月14日(水) 京都市 市町村トップセミナー 副議長出席

- 7 決算審査総括について
別紙 4

- 8 傍聴規則について
改正案 別紙 5

- 9 平成27年第1回臨時会・3月定例会日程
第1回臨時会
2月17日(火)
〔2月10日(火) 招集告示〕
○3月定例会
3月2日(月)～25日(水)(日程は別紙 6のとおり)
〔2月23日(月) 招集告示〕

- 10 政策研究会報告

- 11 その他
16 日本会議終了後、議場において記念撮影

「水銀に関する水俣条約」の早期発効と水銀含有廃棄物の
国内適正処理体制の確立を求める意見書（案）

2013年10月10日、熊本市で開催された外交会議において、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から、人の健康及び環境を保護することを目的とした「水銀に関する水俣条約」が、約140カ国の賛同を得て採択された。我が国は、水俣病と同様の健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意のもと、こうした問題に直面している国々の関係者が対策に取り組む意思を世界で共有していくという立場から、本条約を水俣条約と名付けることを提案し、全会一致で各国の賛同を得たものである。今後、国際社会との緊密な連携と、国内における水銀対策の更なる強化が求められる。

亀岡市においては、使用済み蛍光管の拠点回収を行っているが、地方自治体において水銀体温計、水銀血圧計などを含め不要となった水銀を含有する製品を全て回収することは困難であり、水銀の適正な処理を確保するためには、製造・販売事業者も協力して回収・処理する仕組みが不可欠である。

よって国におかれては、「水銀に関する水俣条約」の早期発効に向け、国際的な働き掛けを強化するとともに、法整備をはじめとした、水銀含有廃棄物の適正処理を確保するための実効性の高い枠組みを早期に確立することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
環境大臣

宛

亀岡市議会議長 明田 昭

年金の連続削減を行わないことを求める意見書（案）

年金が唯一の収入源である高齢者にとって、年金削減は深刻な問題である。

政府は、昨年10月1、0%、今年0、7%を引き下げ、3年間で年金の2、5%削減を実施する。2、5%削減は「特例水準の解消」を理由にしているが、これは2000年から2002年に消費者物価指数が下がった時に、高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を下げずに据え置き、そのため現在の年金水準が高いままになっているというものである。しかし、灯油など生活必需品の値上げ、各種控除の縮小などによる増税、社会保険料の相つぐ引き上げなどで高齢者の生活は厳しさを増している。10年以上も前のことを理由にして、年金を引き下げるとは、道理に合わない。「物価が上がり、消費税が増税される中、これ以上年金が削減されたら、生活が成り立たなくなる」という高齢者の怒りが大きくなっている。年金の削減は、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済に負の影響を与え地域経済にも大きな影響を及ぼしている。安倍首相は「経済の好循環」を経済政策の柱にしているが、年金の削減は、それに逆行するものである。

さらに、2、5%削減に続いてマクロ経済スライドの実施及び改悪による連続的な年金削減も計画されている。また、年金受給年の先のばしなど、年金制度の改悪によって、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念される。よって、年金切り下げ中止、年金制度の確立を求めて下記内容を要望する。

記

- 1 年金の2、5%削減を中止すること。来年4月の年金削減は行わないこと。
- 2 年金の連続削減のしくみ「マクロ経済スライド」の適用を2015年から中止すること。
- 3 最低年金保障制度の実現を目指して検討を始めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月16日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

様

亀岡市議会議長 明田 昭

議第2号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「環境厚生常任委員会 8人」を「環境厚生常任委員会 7人」に、「産業建設常任委員会 8人」を「産業建設常任委員会 7人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年2月5日から施行する。

亀岡市議会委員会条例(昭和48年亀岡市条例第43号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務文教常任委員会 8人</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会事務局の所管に属する事項 (2) 政策推進室の所管に属する事項 (3) 企画管理部の所管に属する事項 (4) 生涯学習部の所管に属する事項 (5) 総務部の所管に属する事項 (6) 会計管理室の所管に属する事項 (7) 教育委員会の所管に属する事項 (8) 監査委員の所管に属する事項 (9) 他の常任委員会の所管に属さない事項 <p>環境厚生常任委員会 8人</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境市民部の所管に属する事項 (2) 健康福祉部の所管に属する事項 (3) 市立病院の所管に属する事項 <p>産業建設常任委員会 8人</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業観光部の所管に属する事項 (2) まちづくり推進部の所管に属する事項 (3) 上下水道部の所管に属する事項 (4) 農業委員会の所管に属する事項 	<p>(常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>総務文教常任委員会 8人</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 議会事務局の所管に属する事項 (2) 政策推進室の所管に属する事項 (3) 企画管理部の所管に属する事項 (4) 生涯学習部の所管に属する事項 (5) 総務部の所管に属する事項 (6) 会計管理室の所管に属する事項 (7) 教育委員会の所管に属する事項 (8) 監査委員の所管に属する事項 (9) 他の常任委員会の所管に属さない事項 <p>環境厚生常任委員会 7人</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 環境市民部の所管に属する事項 (2) 健康福祉部の所管に属する事項 (3) 市立病院の所管に属する事項 <p>産業建設常任委員会 7人</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 産業観光部の所管に属する事項 (2) まちづくり推進部の所管に属する事項 (3) 上下水道部の所管に属する事項 (4) 農業委員会の所管に属する事項

H26.9定例会 決算審査 総括

1	執行部提出資料について (主要施策報告書、執行部作成資料、事務事業評価資料)
意見	①説明資料及び質問項目にあがりそうな内容は事前に準備されたい。説明者の説明が不十分である、勉強するように。(緑風会)
	②現行で良。(市民クラブ)
	③適切にできているように思う。(公明党議員団)

2	特別委員会審査について (全体会審査、分科会審査)
意見	①論点を確認するように。討論と自由討議が区分できていない。(緑風会)
	②現行で良。(市民クラブ)
	③今のやり方でよい。(公明党議員団)

3	事務事業評価について (対象事業抽出、執行部説明、質疑、個人評価、分科会評価、特別委員会評価)
意見	①公平中立な審査が必要。対象事業の内容が分かっていない。(緑風会)
	②評価まで執行部は出席しているので、評価結果に対する執行部の意見・感想(反問権の行使含む)を聞く機会を設け評価結果を共有する。(市民クラブ)
	③今のやり方でよい。(公明党議員団)

4	審査体制について (分科会方式、特別委員会構成)
意見	①よし。(緑風会)
	②現行で良。(市民クラブ)
	③この方式でよい。(公明党議員団)

5	その他の意見
意見	①問題が発生した時点で再度会派で慎重な議論を尽くすべき。納得をしないままの採決はどうか。(緑風会)
	②予算・決算特別委員会を設置し全体を通した一貫したものにした方がよい。(全員参加の分科会方式)(公明党議員団)

亀岡市議会傍聴規則 改正案

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 市議会の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴届(別記様式)に記載しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が、団体である場合においては、あらかじめ議長に申し入れるものとし、代表者又は責任者の住所、氏名及び傍聴する者の人数を傍聴人名簿に記載しなければならない。

3 報道関係者で傍聴しようとする者は、あらかじめ議長に届け出なければならない。

(傍聴人の制限)

第4条 議長は必要に応じ、傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。ただし、報道関係者で撮影等取材のために特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、~~双眼鏡の類、楽器その他音を出すための道具等、会議の進行を妨害するおそれのあるものを等の意思を表示するもの~~を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類、又は拡声器等、大きな音のするものを携帯している者
- (4) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う者
- ~~(5) 酒気を帯びていると認められる者~~
- ~~(4) 録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、第8条の規定により撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。~~
- ~~(5)(6) 異様な服装をしている者~~
- ~~(6)(7) その他議長が傍聴を不相当と認めた者~~

2 議長は、必要があると認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第3

号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

24 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、引率者があるとき又は議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章、ゼッケンの類を着用し、~~する等~~示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子の類を着用しないこと。ただし、病気その他特別な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話は電源を切り、パソコン等の情報通信機器は使用しないこと。ただし、筆記の用途として使用する場合は、この限りでない。
- (6) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影及び録音、録画等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真を撮影、又は録音、録画等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴しようとする者及び傍聴人は、~~すべて~~全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

平成27年3月亀岡市議会定例会日程（案）

会期：24日間

日	曜日	会 議 等	備 考
2/23	月	定例会招集告示、議運	幹事会、会派会議
24	火		
25	水		
26	木		
27	金		
28	土		
3/1	日		
2	月	定例会開会 ＜一般質問通告期限：12:00、請願書提出期限：17:00＞	
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		一般質問 順 序 未定
8	日		
9	月		
10	火	一般質問（代表）	
11	水	一般質問（代表・個人）、議運 ＜質疑通告期限：一般質問終了時＞	幹事会
12	木	一般質問（個人）	
13	金	一般質問（個人）予備日、本会議（追加議案提案）※ 予算特別委員会※、3 常任委員会 ＜討論通告期限：委員会終了時＞	
14	土		
15	日		
16	月	3 常任委員会、議運 本会議（補正予算採決）	幹事会、会派会議
17	火	予算特別委員会①	
18	水	予算特別委員会②	
19	木	予算特別委員会③	
20	金	予算特別委員会④	
21	祝土	春分の日	
22	日		
23	月	予算特別委員会⑤	
24	火	委員会予備日、議運＜討論通告期限：16:00＞	幹事会、会派会議
25	水	予算特別委員会、常任委員会、議運、定例会閉会	幹事会、会派会議

※一般質問が3日間の場合：12日（木）一般質問終了後、本会議（追加議案提案）及び予算特別委員会
 ◎改選により議会構成等が決まっていないため、13日～23日の日程は変更する場合があります。

平成26年12月15日

議長 様
議会運営委員長様

政策研究会代表 木曾 利廣

政策研究会研究終了報告

平成26年6月19日に議会運営委員会の承認を得て、研究会の活動を進めてまいりましたが、申請の研究期間が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 政策研究テーマ 児童虐待及びいじめ防止基本条例について
- 2 構成員 木曾利廣、吉田千尋、山本由美子、中村正孝
- 3 研究期間 平成26年9月30日まで
- 4 研究内容
 - 第1回研究会 8月11日(月) 14:30～
「柏市児童虐待及びいじめ防止条例」を資料配付し、今後の方向性等について検討した。
 - ・研究会員の意見を聴き、本市での条例制定の必要性を確認。
 - ・いじめ、児童虐待における現状認識の必要性を確認。
 - ・現状把握のために関係者の報告を受けることとする。
 - ・9月末までに政策研究会としてまとめ、特別委員会の設置について報告する。
 - 第2回研究会 8月22日(金) 11:30～
児童虐待について、担当部課から説明を受けた。
 - ・本市における児童虐待に関する基本的な考え方(小川健康福祉部長)
 - ・亀岡市要保護児童対策地域協議会の内容説明(廣瀬子育て支援課長)
 - ・家庭相談室の相談内容及び件数(中川子育て支援係長)

○第3回研究会 9月8日(月) 14:00～

市内関係者に出席いただき、本市における児童虐待の状況や児童を取り巻く環境等について説明を受けた。

・社会福祉法人青葉学園理事長 江口 昌道 様

5 研究結果

担当部課及び市内の関係者から本市の状況等について説明を受けたことにより、本市の現状認識ができた。本市においても児童虐待及びいじめについて、決して例外ではなく、更なる対策強化が求められ、現行施策の更なる充実の必要性を確認したところである。

条例制定については十分な実効性が伴うものでなければならないものであり、また、柏市の例のように児童虐待といじめを同一条例で定めることが最善であるのか等々研究すべき点は多岐にわたる。

今期、申請期間内では細部にわたる検討に及ばず、この結果をもって、即、特別委員会の設置を提案するには時期尚早であると判断した。今期においては、問題の提起にとどめ、研究結果とする。

しかしながら、次代を担う子供たちの健やかな成長を保障するためにも次期亀岡市議会において、執行部ともどもに引き続き、協議、検討されることを期待するものである。